

(証券コード 6247)
2023年6月8日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

大阪市北区曽根崎二丁目12番7号

株式会社 **日 阪 製 作 所**

代表取締役社長 社長執行役員 竹 下 好 和

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト https://www.hisaka.co.jp/ir_info/meeting.html

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日阪製作所」又は「コード」に当社証券コード「6247」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区角田町8番1号
大阪梅田ツインタワーズ・ノース26階 貸会議室
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第94期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は節電への取り組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）につきましては、本株主総会では、会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に対して一律にお送りすることとしております。
- ◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」については、法令及び定款第15条の規定に基づき、前頁に記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には記載しておりません。していますが、本書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日のご出席について
 - ・株主総会にご出席くださいます株主様におかれましては、感染症の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、必要に応じてマスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
 - ・ご来場の株主様の中で体調がすぐれないとお見受けした方には、他の株主様の健康、議事の円滑且つ平穏な進行の観点から、ご入場をお断りさせていただくことがございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営に関して事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
当社ウェブサイト <https://www.hisaka.co.jp/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 <hr/> 日 時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)	 インターネット等で議決権を行使される場合 次頁の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。 <hr/> 行使期限 2023年6月28日(水曜日) 午後5時入力完了分まで	 書面(郵送)で議決権を行使される場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 <hr/> 行使期限 2023年6月28日(水曜日) 午後5時到着分まで
---	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX月XX日

投票日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

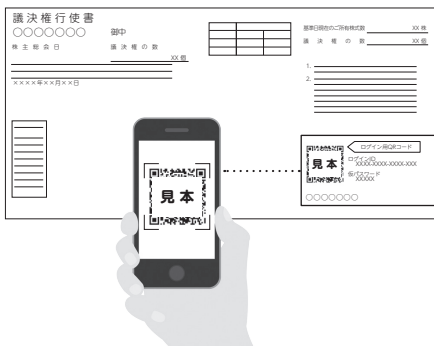
書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。インターネット等及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

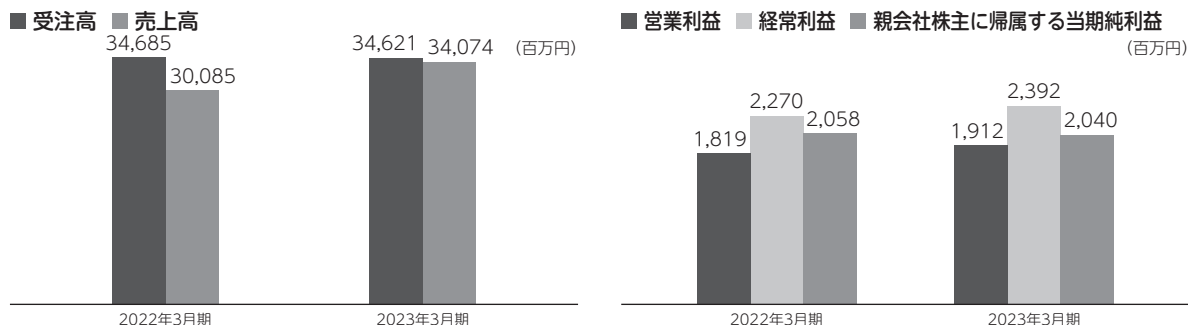
①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、地政学的な緊張によるエネルギー・原材料価格の高騰、欧米におけるインフレ加速に伴う金利上昇、金融不安等から減速感が高まる状況となりました。緩やかな改善傾向が続く国内経済も資源高や円安を背景とする物価上昇等により、先行き不透明な状況が続いています。

このような環境の中、当社グループにおきましては、中期経営計画「G-20」のゴールである2023年3月期の連結業績目標の達成に向け、各種施策を実行しました。また、長期的ビジョンへの取り組みとして、生駒事業所の立ち上げ準備や国内関係会社の統合決定等、事業拡大に向けた大型投資とともに基盤整備を行いました。

このような状況の中、当連結会計年度における当社グループの受注高は、熱交換器事業及びバルブ事業は好調に推移したものの、プロセスエンジニアリング事業において顧客の設備投資の見直しや延期等があったことにより、前年度に比べ0.2%減少し34,621百万円となりました。売上高は、豊富な受注残等から全ての事業セグメントで増収となり、前年度に比べ13.3%増加し34,074百万円となりました。

利益面では、原材料価格の高騰に加え、インフレ手当の支給決定による人件費増加や各種引当金の計上等があったものの、プロセスエンジニアリング事業の売上増加要因による利益率の改善等により、営業利益は前年度に比べ5.1%増加し1,912百万円となり、経常利益は前年度に比べ5.4%増加し2,392百万円となりました。また、前年度に引き続き、特別利益に政策保有株式の縮減による投資有価証券売却益を計上したものの、その他特別損失や税金費用等が増加したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度に比べ0.9%減少し2,040百万円となりました。



セグメント別の経営成績は次のとおりです。

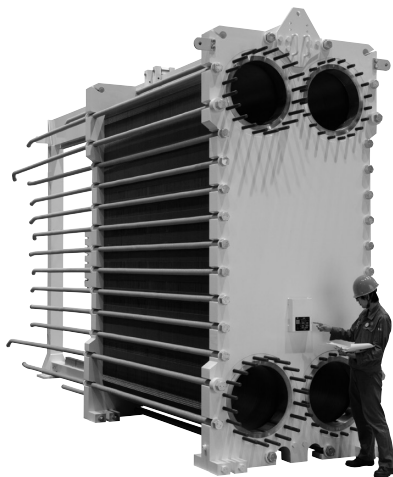
『熱交換器事業』

熱交換器事業は様々な産業で不可欠となる、流体の加熱・冷却を行うプレート式熱交換器等を製造・販売する事業です。

受注高は、前年度に比べ10.1%増加し14,059百万円となりました。国内外でメンテナンス関連の需要が拡大したほか、半導体製造プロセスや空調、給湯器等に使用される中小型汎用品が好調に推移したこと等により増加となりました。

売上高は、前年度に比べ14.8%増加し13,418百万円となりました。受注同様に中小型汎用品やメンテナンスが好調に推移したほか、前年度から受注が回復傾向にある船舶向けが増加したこと等により増収となりました。

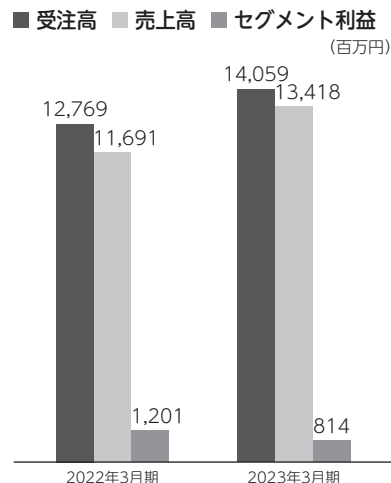
セグメント利益は、製品保証及び貸倒引当金の計上や新基幹システムの導入費用等から、前年度に比べ32.2%減少し814百万円となりました。



プレート式熱交換器
(PHE)



ブレイジングプレート式
熱交換器 (BHE)



『プロセスエンジニアリング事業』

プロセスエンジニアリング事業は、レトルト食品等の調理殺菌装置、医薬品の滅菌装置や培養装置及び繊維製品の染色仕上機器等を製造・販売する事業です。

受注高は、前年度に比べ12.5%減少し15,536百万円となりました。食品機器において、原材料や建築資材の高騰による顧客の設備投資の見直しや延期があったほか、前年度に医薬機器、染色仕上機器の大口案件を受注した反動により、減少となりました。

売上高は、前年度に比べ14.5%増加し15,869百万円となりました。海外を中心に染色仕上機器が増加したほか、医薬機器でも滅菌装置や培養関連の大口案件があったこと等により増収となりました。

セグメント利益は、売上が増加したこと等により、前年度に比べ136.3%増加し833百万円となりました。



熱水スプレー式レトルト殺菌装置
(RCS：高温高压調理殺菌装置)

熱水スプレー式滅菌装置
(GPS：高温高压医薬滅菌装置)

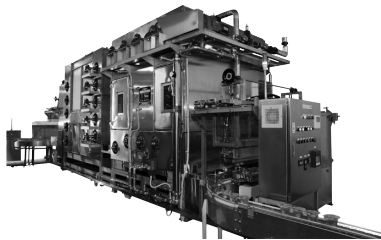


液流染色機
サーキュラーCUT-ZR

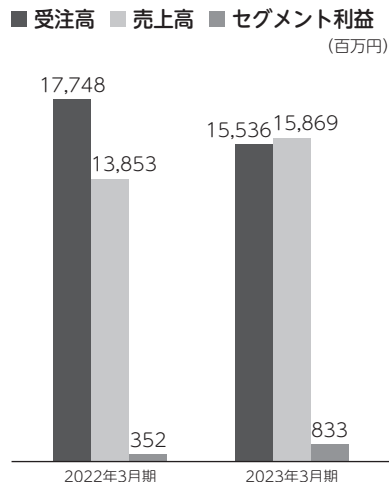
ダイヤフラムバルブ
(マイクロゼロ株式会社)



多機能高せん断真空ミキサー
(乳化機)
m-Highest V
(小松川化工機株式会社)



全自動バケット式
蒸気熱殺菌冷却装置
リフト・スチーマー・Z
(旭工業株式会社)



『バルブ事業』

バルブ事業は、様々な流体の制御に使われるボールバルブ等を製造・販売する事業です。

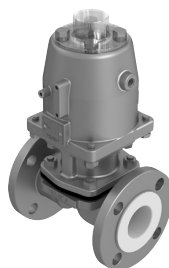
受注高は、前年度に比べ21.0%増加し4,934百万円となりました。海外の化学向けに大口案件を受注したほか、部材確保の動きの活発化等から引き合いが好調に推移したこと等により増加となりました。

売上高は、前年度に比べ5.5%増加し4,696百万円となりました。海外大口案件を納入したほか、短納期品の受注が堅調に推移したこと等により増収となりました。

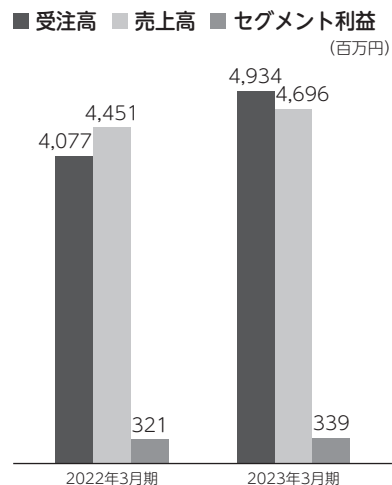
セグメント利益は、売上が増加したこと等により、前年度に比べ5.6%増加し339百万円となりました。



汎用三方ボールバルブ



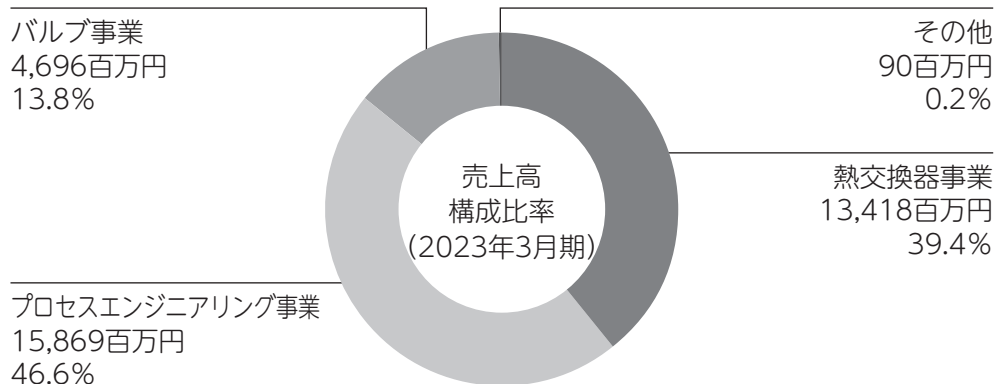
ダイヤフラムバルブ



『セグメント別業績』

(単位：百万円／(%) 前年度比増減率)

	熱交換器事業	プロセスエンジニアリング事業	バルブ事業	その他
受注高	14,059(10.1%)	15,536(△12.5%)	4,934(21.0%)	90(1.3%)
売上高	13,418(14.8%)	15,869(14.5%)	4,696(5.5%)	90(1.3%)
セグメント利益	814(△32.2%)	833(136.3%)	339(5.6%)	66(3.2%)



(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、発電事業等があります。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました当社グループの設備投資の総額は4,956百万円であります。その主なものは、生駒事業所の建築工事や各事業における金型や設備更新であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金及び設備資金は、自己資金で充たいたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 91 期 (2020年 3月期)	第 92 期 (2021年 3月期)	第 93 期 (2022年 3月期)	第 94 期 (当連結会計年度) (2023年 3月期)
受 注 高(百万円)	31,952	28,165	34,685	34,621
売 上 高(百万円)	32,511	28,437	30,085	34,074
経 常 利 益(百万円)	2,573	1,765	2,270	2,392
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,080	1,212	2,058	2,040
1株当たり当期純利益 (円)	73.39	43.14	73.19	72.45
総 資 産(百万円)	60,566	65,200	67,302	70,977
純 資 産(百万円)	50,831	53,335	54,378	56,302
1株当たり純資産額 (円)	1,804.13	1,893.12	1,927.39	1,992.64

- (注) 1. 記載金額の内、百万円を単位として記載しているものは、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式数控除後)により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第93期の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)等を第92期の期首から早期適用しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 91 期 (2020年 3月期)	第 92 期 (2021年 3月期)	第 93 期 (2022年 3月期)	第 94 期 (当事業年度) (2023年 3月期)
受 注 高(百万円)	27,946	23,883	28,245	29,499
売 上 高(百万円)	28,820	24,685	25,214	29,230
経 常 利 益(百万円)	2,464	1,401	1,921	2,151
当 期 純 利 益(百万円)	1,726	935	1,885	1,917
1株当たり当期純利益 (円)	60.90	33.30	67.04	68.06
総 資 産(百万円)	58,395	61,573	62,481	65,628
純 資 産(百万円)	50,255	52,116	52,733	54,303
1株当たり純資産額 (円)	1,788.16	1,854.40	1,873.83	1,926.93

- (注) 1. 記載金額の内、百万円を単位として記載しているものは、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式数控除後)により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第93期の期首から適用しております。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)等を第92期の期首から早期適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社出資比率	主 要 な 事 業 内 容
マイクロゼロ株式会社	99,000千円	100.00%	サンタリー機器製造販売及びエンジニアリング事業
HISAKAWORKS S.E.A. SDN. BHD.	65,000千MYR	100.00%	熱交換器製造販売及びサービス事業
HISAKAWORKS SINGAPORE PTE. LTD.	50千SGD	100.00% (※)	熱交換器製造販売及びサービス事業
日阪(中国)機械科技有限公司	1,100,000千円	100.00%	熱交換器、バルブ、食品・医薬殺菌滅菌装置、濃縮装置、染色仕上機器製造販売
旭工業株式会社	10,000千円	100.00%	食品製造及びファクトリーオートメーションに係る機械の製造販売
小松川化工機株式会社	100,000千円	94.59%	食品・化学機械装置、バイオ・医薬機器装置等の製造販売及びプラントエンジニアリング事業
株式会社オートマチック・システムリサーチ	27,000千円	63.06% (※)	電子計測機器等の製造販売及びソフトウェア開発

(注) 1. 当社出資比率欄の(※)は、間接保有を含んでおります。

2. その他非連結子会社として以下の4社があります。

- i. HISAKA WORKS (THAILAND) CO.,LTD.(資本金6,000千THB：当社出資割合49.00%(間接出資含む))
なお、同社を持分法適用の範囲に含めております。
- ii. PT. HISAKA WORKS INDONESIA(資本金3,999,900千IDR：当社出資割合50.00%(間接出資含む))
なお、同社を持分法適用の範囲に含めております。
- iii. HISAKA MIDDLE EAST CO.,LTD. (資本金1,660千SAR：当社出資割合75.00%)
なお、2024年3月期より同社を新たに連結の範囲に含める予定です。
- iv. HISAKA KOREA CO.,LTD. (資本金300,000千KRW：当社出資割合100.00%)

③その他

技術提携契約の主なものは、次のとおりであります。

提 携 先	内 容
DUPLEIX LIQUID METERS LTD. (南アフリカ)	ボールバルブに関する技術供与、情報の相互交換と製造販売
NOSEDA S.R.L. (イタリア)	染色機の情報の相互交換と製造販売
株式会社進和(愛知県名古屋)及び 煙台進和接合技術有限公司 (中国)	ブレージングプレート式熱交換器の製造技術の供与
ARSOPI-THERMAL, Equipamentos Termicos, S.A. (ポルトガル)	プレート式熱交換器の情報提供と製造販売
KAPP SAS (フランス)	全溶接型プレート式熱交換器の販売と技術提携

(注) 1. 当社は、煙台進和接合技術有限公司に対し13.04%の出資を行っております。

2. 当社は、ARSOPI-THERMAL, Equipamentos Termicos, S.A.に対し15.00%の出資を行っております。

3. 当社は、KAPP SASに対し15.00%の出資を行っております。

(4) 対処すべき課題

創業100周年に当たる2042年度での「当社のあるべき姿」を描いた長期ビジョンに加え、SDGsの考え方を取り入れたCSR-SDGsビジョンを、当社では独自に定めています。また、これらのビジョン達成に向けたマイルストーンとして、3年毎に中期経営計画も策定しています。2022年度に前中期経営計画「G-20」が終了し、2023年度では新たな中期経営計画「G-23」をスタートさせました。環境やエネルギー問題等の様々な社会課題を解決すべく、「G-20」では成長の実現に向けた戦略投資を推進してきましたが、「G-23」では、これら戦略投資の継続と一部実行に移すステージと位置付けています。前述の要約は以下のとおりとなります。

①長期ビジョン

「流体の熱と圧力の制御技術を結集し、
エネルギー・水・食の明日（あした）を、お客様と共に支える企業になる」

2042年度（創業100周年）経営目標

連結売上高：1,000億円 連結営業利益：120億円

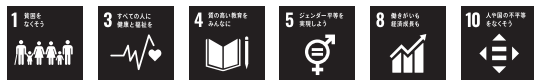
②CSR-SDGsビジョン

SDGs（持続可能な開発目標）を取り入れた企業経営により
自らが持つ総合力で社会課題を解決し、持続可能な社会の実現に貢献する。

①日阪グループの保有技術を活用したソリューションの提供により、顧客の課題及び社会課題が解決できる



②多様性（働き方、性別・国籍・障がい等を含む個性）を活かし、みんなが健康で活躍できる



③災害対応力の強い会社になる



④MOTTAINAI活動（Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再資源化する）でCO₂排出量削減ができる



⑤ガバナンス向上による成長と健全かつ適正な業務運営（コンプライアンス経営）ができる



⑥パートナーシップによる社会課題解決ソリューションの提供ができる



③前中期経営計画「G-20」（2020年度～2022年度）の総括

前中期経営計画「G-20」の期間は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による景気減速、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格高騰等、経済環境が大きな停滞期にありました。そのため、連結業績目標は未達となりましたが、ガバナンスの強化や事業拡大に向けた設備投資を実施したほか、新たなニーズの取り込みを進める等様々な施策を推進しました。

i. 「G-20」における主な取り組み

- カーボンニュートラル関連市場向けの熱交換器の提案、販売
- 培養プラントをはじめとする医薬製造設備等大型プラントの販売拡大
- 半導体や二次電池等ニーズに合わせた用途限定弁（バルブ）の販売強化
- 監査等委員会設置会社移行、指名・報酬委員会設置等コーポレートガバナンスの強化
- モノづくり力強化（生産能力増強、生産性向上）を目的とした新工場「生駒事業所」の開設に向けた取り組み

ii. 連結業績目標

(単位：百万円)

	「G-20」最終年度（2023年3月期）			(参考) 2020年3月期
	当初計画	修正計画	実績	
受注高	35,000	35,500	34,621	31,952
売上高	34,000	34,500	34,074	32,511
営業利益	2,720	2,500	1,912	2,274
営業利益率	8.0%	7.2%	5.6%	7.0%
経常利益	2,920	2,800	2,392	2,573
親会社株主に帰属する当期純利益	2,000	1,940	2,040	2,080
R O E	3.8%	3.6%	3.7%	4.1%

※当初計画：2020年5月に公表した当初の経営目標

修正計画：2022年5月に公表した2023年3月期の業績予想

④新中期経営計画「G-23」（2023年度～2025年度）の概要

i. 「G-23」のポイント

- 新型コロナウイルス感染症は収束に向かいつつあるものの、地政学リスクの高まり等世界経済は未だ不安定な状況であるが、長期ビジョン達成に向けた成長が必要。
- サステナブル社会の実現に向けたCO₂削減やエネルギーシフト、その他環境対策、各種資源のロス削減の動き等、当社の技術や製品の存在感は高まる。
- ワークライフバランスの充実等により、活力ある社員集団を実現させるべく、生産性向上に向けた新たな取り組みが求められる。
- 新事業所稼働により売上・利益の向上を図るとともに、引き続き攻めの姿勢で新製品・サービスの開発と更なる戦略投資を推進する。

ii. 「G-23」中期ビジョン・スローガン

中期ビジョン	一人ひとりの挑戦で、 事業の発展と共に活力のある社員集団を実現する
スローガン	技術に想いをのせて いけ サステナブル社会の実現に向けて

iii. 「G-23」基本方針

重要課題（マテリアリティ）への対応

事業強化

- 新事業所の立ち上げ、既存事業所の再構築による、生産体制強化、収益基盤拡大

社会・環境課題へ貢献

- 新製品・サービス開発の加速、新事業の探索による、サステナブル社会への貢献

人材育成・体制強化

- ガバナンス強化とワークライフバランス充実による、活力ある社員集団の実現

E（環境）	G（企業統治）
<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な地球環境への貢献 ●CO₂排出量の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ●更なるガバナンスの強化 ●ステークホルダーへの公平且つ公正な利益配分
S（社会）	その他
<ul style="list-style-type: none"> ●活力ある社員集団の実現 ●地域社会とのつながり ●BCP運用と継続的な見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●大型投資（新事業所開設、既存事業所再構築） ●収益力の強化 ●新商品開発促進と新規事業の探索 ●DX、デジタル技術の活用

iv. 「G-23」各事業の重点施策

	熱交換器事業	プロセスエンジニアリング事業	バルブ事業
事業戦略	熱ソリューションの提供 ●熱に関する困りごとを解決する提案力の向上 ●熱交換器、周辺機器のラインアップ拡充	エンジニアリング事業強化 ●複数の機器、前後工程等を組み合わせたプラントの設計、施工 ●メンテナンス事業強化 ●グループ会社再編	顧客ニーズに寄り添う製品の拡充 ●用途限定弁（バルブ）のラインアップ強化
社会課題解決	●カーボンニュートラル関連市場への納入（CO ₂ 回収装置、水素製造設備等）	●食品ロス削減、医薬品安定供給、水資源保全に関する製品の開発、提供 ●省人化ニーズへの対応	●カーボンニュートラル関連市場への納入（二次電池等）
グローバル戦略	●グローバル生産体制構築（生産平準化とBCP構築） ●海外メンテナンス事業強化	●アジア圏向け食品機器・染色仕上機器や中国漢方薬向け医薬機器等の販売強化	●東南アジアでの販売強化（現地グループ会社、販売代理店との関係強化）
大型投資	●既存事業所「鴻池事業所」の再構築 ●新基幹システムの導入	●新事業所「生駒事業所」の稼働	●既存事業所「鴻池事業所」の再構築

v. 「G-23」連結業績目標

受注高	410億円
売上高	400億円
営業利益	36億円
経常利益	38億円

親会社株主に帰属する当期純利益	26億円
営業利益率	9.0%
ROA (総資産経常利益率)	4.9%
ROE (自己資本当期純利益率)	4.5%

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(5) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループは、プレート式熱交換器(PHE)、ブレイジングプレート式熱交換器(BHE)、レトルト調理殺菌装置、無菌米飯製造プラント、サンタリーバルブ、全自動連続殺菌冷却装置、食品・化学機械装置、医療用滅菌装置、バイオ・医薬機器装置、電子計測機器、高温高压染色機、超臨界技術利用装置、ボールバルブ等の製造販売及びエンジニアリング事業を主な事業としております。

セグメント毎の主な製品は次のとおりであります。

区 分	製 品 内 容
熱 交 換 器 事 業	プレート式熱交換器(化学・造船・食品・空調・発電設備用・超大型集中冷却システム用・スラリー用異間隙・汎用型等)、溶接シール型PHE、プレート式コンデンサー、大容量加湿器、その他熱回収装置、ブレイジングプレート式熱交換器(冷凍機用蒸発・凝縮器、集合住宅用給湯器等)、吸収式冷温水器用大型BHE、スチーム専用BHE、全溶接型プレート式熱交換器等
プロセスエンジニアリング 事業	【食品機器】 レトルト調理殺菌装置、短時間調理殺菌装置、連続濃縮浸漬装置、真空ベルト乾燥機、真空冷却装置、その他殺菌・滅菌装置用FAシステム、無菌米飯製造プラント、プレート式・チューブ式液体連続殺菌装置、スピンジェクション式・インジェクション式液体連続殺菌装置、食品専用PHE、各種エキス用抽出・濃縮・殺菌・乾燥プラント、液体・乳業向けサンタリーバルブ、導電率センサー、プラント施工、全自動連続殺菌冷却装置、食品・化学機械装置、電子計測機器等
	【医薬機器】 医療用滅菌装置、抽出・調合・グローバル濃縮・滅菌・乾燥装置、医薬用ピュアスチーム発生装置、調剤設備、バイオハザード用滅菌装置、医薬向けサンタリーバルブ、導電率センサー、バイオ・医薬機器装置、電子計測機器等
	【染色仕上機器】 高温高压液流染色機、高温高压糸染・乾燥装置、常圧液流染色機、超低浴比気流式染色加工機、不織布用拡布染色機、多目的(風合出し)特殊加工機、衛生材料用殺菌晒加工機、オゾン漂白加工機、真空加圧含浸装置、高温湿熱(形態安定)処理装置、超臨界技術利用装置、その他省力化FA染色工場設備等
バ ル ブ 事 業	ボールバルブ(標準型、三方型、自動型、高温高压用メタルタッチ、ジャケット型、タンク底型、ポケットレス型、エフレス型、バンパー型、デュアックス型(摺動しない)、超低温用、耐スラリー用、切り出し用等)、ダイヤフラムバルブ、シールドバルブ等

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

本店：大阪市北区
東京支店：東京都中央区
名古屋支店：名古屋市中区
九州支店：福岡市博多区
北九州支店：北九州市小倉北区
鴻池事業所：大阪府東大阪市
青梅事業所：東京都青梅市

② 重要な子会社

マイクロゼロ株式会社：東京都立川市
旭工業株式会社：東京都青梅市
小松川化工機株式会社：東京都千代田区
株式会社オートマチック・システムリサーチ：埼玉県三郷市
HISAKAWORKS S.E.A. SDN. BHD.：マレーシア
HISAKAWORKS SINGAPORE PTE. LTD.：シンガポール
日阪（中国）機械科技有限公司：中国

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
熱交換器事業	323名	11名増
プロセスエンジニアリング事業	386名	5名減
バルブ事業	113名	8名増
その他	—	—
全社(共通)	118名	7名増
合計	940名	21名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
670名(22名増)	40.1歳	15.1年

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数の増加は、対前事業年度末比であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入金の金額に重要性が無いため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 129,020,000株
- ②発行済株式の総数 32,732,800株
- ③株主数 7,805名
- ④大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,306,300株	8.18%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,722,700株	6.11%
日 鉄 ス テ ン レ ス 株 式 会 社	1,400,000株	4.96%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	960,770株	3.40%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	912,640株	3.23%
因 幡 電 機 産 業 株 式 会 社	910,802株	3.23%
日 阪 製 作 所 協 力 業 者 持 株 会	676,586株	2.40%
株 式 会 社 タ ク マ	642,000株	2.27%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	624,238株	2.21%
日 阪 製 作 所 従 業 員 持 株 会	575,316株	2.04%

- (注) 1. 持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式数 (4,551,198株) を控除して算出しております。
 3. 自己株式は、大株主からは除外しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式は、取締役5名 (監査等委員及び社外取締役を除く。) に対し、30,000株です。なお、当社の株式報酬の内容につきましては、「(3) 会社役員 の状況⑤取締役の報酬等の額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	竹 下 好 和	
取締役常務執行役員	太 田 光 治	技術開発担当兼鴻池事業所所長
取締役常務執行役員	飯 塚 正 志	経営企画・海外事業担当
取締役常務執行役員	船 越 俊 之	サステナビリティ・人事総務担当
取締役常務執行役員	宇 佐 美 俊 哉	営業担当兼東京支店管掌
取 締 役	水 元 公 二	(重要な兼職) 東洋電機製造株式会社取締役(社外)
取 締 役	角 野 佑 子	弁護士
取 締 役 (常勤監査等委員)	中 道 貢	
取 締 役 (監査等委員)	仲 井 晃	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	藤 田 典 之	税理士 (重要な兼職) 藤田典之税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役水元公二氏及び角野佑子氏並びに取締役(監査等委員)仲井晃氏及び藤田典之氏は社外取締役であります。なお当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)藤田典之氏は、長きにわたる税務行政経験及び税理士の資格を有しており、財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、中道貢氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- 2022年6月29日開催の第93回定時株主総会において、宇佐美俊哉氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

②当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
船越俊之	取締役 常務執行役員 サステナビリティ・ 人事総務担当	取締役 常務執行役員 C S R ・ 人事総務担当 兼 東京支店管掌	2022年4月1日

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれが高い額であります。

④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った場合には填補の対象としないこととしております。

⑤取締役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

当社の役員報酬は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上及び経営能力の最大限の発揮と、取締役の経営責任を明確にすることを基本とする。

報酬の水準は、同業他社や同規模企業の支給水準、業績との連動性、従業員の賃金水準等を総合的に勘案して決定する。

業務執行を担当する取締役(以下、社内取締役という)の役員報酬は、短期的な業績だけでなく中長期的な企業価値の向上への貢献を促す役員報酬制度の構築を目指す。

業務執行を担当しない社外取締役(以下、社外取締役という)及び監査等委員である取締役(以下、監査等委員という)の役員報酬は、企業業績に左右されずに経営陣の職務内容を監査・監督する立場を考慮して、金銭固定報酬のみで構成し、業績連動報酬及び株式報酬は支給しない。

なお取締役に対して、退職金は支給しない。

2. 取締役報酬制度の概要

1) 役員の区分

報酬は、社内取締役、社外取締役、監査等委員の別に定める。

2) 社内取締役の役員報酬構成・報酬構成比率

i) 役員報酬構成

①金銭報酬

金銭報酬は役位に応じて決定され、①基本執務報酬、②基本業績報酬、③業績連動報酬で構成する。②の基本業績報酬は連結経常利益を指標とし、③の業績連動報酬は親会社株主に帰属する当期純利益を指標として決定される。

②株式報酬

株式報酬は、譲渡制限付株式を付与する。付与数は役位に応じて決定するものとする。

ii) 役員報酬の構成比率

報酬総額に占める報酬割合（使用人兼務取締役の使用人部分の報酬を除く）は、業績及び株価により変動するが、概ね、①金銭報酬（基本執務報酬：50%、変動金銭報酬（基本業績報酬及び業績連動報酬）：35%）、②株式報酬：15%とする。

3) 社外取締役及び監査等委員の役員報酬

①金銭報酬

金銭報酬は、基本報酬として金銭固定報酬のみ支給し、業績連動報酬は支給しない。

②株式報酬

株式報酬は支給しない。

③役員報酬の構成比率

報酬総額に占める基本執務報酬（固定金銭報酬）の報酬割合は100%とする。

4) 役員報酬の決定方法

①社内取締役の役員報酬

報酬は、指名・報酬委員会の諮問を経て、定時株主総会終了後の取締役会で決議する。

②社外取締役の役員報酬

報酬は、指名・報酬委員会の諮問を経て、定時株主総会終了後の取締役会で決議する。

③監査等委員の役員報酬

報酬は、監査等委員会における協議により決定し、定時株主総会終了後の取締役会に報告する。

5) 報酬限度額

①社内取締役及び社外取締役の金銭報酬限度額

報酬は、定時株主総会において決議された限度枠内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）で支給する。

②社内取締役の株式報酬限度額及び株式報酬限度株数

株式報酬額及び付与株式は、定時株主総会において決議された限度枠内で支給・付与をする。

③監査等委員の報酬限度額

報酬は、定時株主総会において決議された限度枠内で支給する。

以上

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が役員報酬規程と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	180 (10)	93 (10)	62 (-)	24 (-)	7 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (8)	24 (8)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	205 (18)	118 (18)	62 (-)	24 (-)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は「1. 企業集団の現況(1)当事業年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載の通りであります。当該指標を選択した理由は、これらの利益は株主に対する業績責任指標として妥当であると考えているためであります。当社の業績連動報酬等は、これらの利益額を基に役位別の支給額及び支給率により算定しております。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式であります。当事業年度における交付状況は「(1)株式の状況⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第92回定時株主総会において、年額270百万円以内（うち、社外取締役分年額20百万円以内）と決議いただいております（但し、使用人分給与含まず）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち、社外取締役2名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の第92回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

なお、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第92回定時株主総会において、株式報酬の額として年額70百万円以内、株式数の上限を年40,000株以内（社外取締役及び監査等委員である取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の員数は5名です。

⑥社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況	当 社 と 兼 職 先 と の 関 係
取 締 役	水 元 公 二	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。大企業の副社長として会社経営に携わった経験を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、客観的・実践的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。
取 締 役	角 野 佑 子	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、法律の専門家の立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。
取 締 役 (監査等委員)	仲 井 晃	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、また監査等委員会12回全てに出席いたしました。弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有し、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、法律の専門家の立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。
取 締 役 (監査等委員)	藤 田 典 之	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、また監査等委員会12回全てに出席いたしました。税務官として国税調査官や税務署長を歴任された経験、税理士としての豊富な知識を有し、会社社長として経営にも携わっておられました。取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、会計・税務の専門家の立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

①名称 太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

イ. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

27百万円

ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27百万円

(注) 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることにいたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「株主の権利・平等性の確保」、「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」、「適切な情報開示と透明性の確保」、「取締役会等の責務」、「株主との対話」の5つの基本原則を適切に実践することを通じ、あらゆるステークホルダーの立場を踏まえ、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制を構築・維持し、企業価値のより一層の向上を目指すこととしております。

(6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制・システム（以下、「内部統制」という）を整備し、以下のとおり内部統制基本方針を定めております。

①定義・目的

- (a) 「内部統制」とは、①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性の確保、③法令・定款等の遵守、④資産の保全の目的を実現するための、統制環境・リスク評価と分析・統制手段・情報の伝達・監視活動・ITの活用を構成要素として、当社において定め、且つ、当社の社員等（「社員等」には、当社及び当社子会社の正社員、取締役（監査等委員を含む）、執行役員等の役員、契約社員、限定社員、派遣社員等を含む。）によって履践されるべき、当社の全ての業務に組み込まれたプロセス及びプロセスを包含する体制全体の総称とする。
- (b) 本基本方針は、以下の内部統制の体制整備によりコンプライアンス経営を実現できるガバナンス体制の構築、サステナビリティ経営を実現することを目的とする。

②当社及び当社子会社の取締役その他の社員等の業務・職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- (a) 経営理念『五原則』をはじめとするコンプライアンス体制にかかる諸規程を社員等が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (b) 行動規範の徹底を図るため、リスク管理委員会を設け、コンプライアンス違反を含むリスク全般を横断的に統括する。リスク管理委員会は定期的にコンプライアンスに関わるアセスメントを実施し、継続的な対策を推進するとともに、これらの活動を定期的にサステナビリティ委員会及び監査等委員会に報告する。また、サステナビリティ推進室は社員等へのコンプライアンスに関する啓発を企画立案する。

- (c) 取締役及び本部長職は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (d) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況について適宜内部監査を行い、その改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (e) 法令等疑義のある行為等についての正規の直接情報提供・収集手段として社内通報制度（ホットライン）を設置・運営し、同時に公益通報者保護を図るものとする。
- (f) 子会社を含むグループ全体の経営管理を行うため、関係会社管理規程を整備し、グループでのコンプライアンス上、重要な事項は当社の取締役会等で報告・決議する。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 法令及び社内規程に従い、取締役の業務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、一括して単に「文書」という）に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書を閲覧出来るものとする。
- (b) 前項の対象文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、常務会議事録、経営企画会議議事録、役員部長会議事録、その他代表取締役社長の特命により設置した会議体の議事録・協議書、取締役を最終決裁者とする稟議書、会計帳簿・計算書類・出入金等会計伝票・税務申告書、重要な契約書、官公庁・証券取引所等の公的機関に提出した書類の写し、並びに株券等の売買届出書とする。

④当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理委員会を設け、リスク全般を横断的に統括する。
- (b) リスク管理委員会は、定期的なアセスメントを実施し、当社が持続的に事業を営む上でのリスクを事前に把握し、継続的な対策を取る。また、これらの活動を定期的にサステナビリティ委員会及び監査等委員会に報告する。
- (c) 内部監査部門は、リスク管理の状況について適宜内部監査を行い、その改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (d) 当社の事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を整備する。
- (e) 関係会社管理規程に従い、子会社のリスク管理体制を整備する。
- (f) 内部統制を含むサステナビリティに関する社員等への研修・啓発を適時行う。

⑤当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理体制により取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (a) 職務権限・意思決定ルールの方策
- (b) 社内取締役を構成員とする常務会及び経営企画会議の設置
- (c) 取締役会による年度事業（経営）計画・中期事業（経営）計画（以下、一括して単に「計画」という）の方策、方策した計画に基づく各事業部門の業績目標と予算案の方策（承認は取締役会）、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施、各事業部門からの定例報告のレビュー及び改善策の実施
- (d) 取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化を目的とした取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を過半数として構成される「指名・報酬委員会」の設置

⑥当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役等はその職務の執行状況について子会社を担当する当社の取締役を通じ経営企画会議等で定期的に報告を行う。また、担当する当社の取締役は子会社の取締役等からの報告事項について適宜意見を述べる等、子会社の職務執行について監督する。

⑦当社の監査等委員会がその職務を補助すべき者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項及びその者の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当該補助者に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査等委員会から要請がある際には、会計に精通した人材の配置を配慮する。
- (b) 当該者の人事異動・人事評価・懲戒等は、全て事前に監査等委員会の承認を要するものとする。

⑧当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (a) 当社の取締役及び社員等が当社の監査等委員会に報告するための体制
 - i) 監査等委員会に報告すべき事項は、監査等委員出席の会議（取締役会・経営企画会議）を除き、月次の経営状況として重要な事項、内部監査状況、リスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、社内通報制度による通報状況・内容、その他サステナブルマネジメント規程に定める諸事項とし、その他の事項の定例報告が必要な場合には監査等委員会の要請として取締役会で協議の上、決定する。
 - ii) 社員等は、上司への報告・相談、社内通報の正規のルート以外でも、監査等委員会に適

- 宜直接報告を行うことができるものとする。
- (b) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等またはこれらの者から報告を受けた者においては、(a)の体制により監査等委員会への報告を行う。
- (c) (b)の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告をした者は社員等からいかなる不利益をも受けない権利を有するものとし、社員等は報告をした者に対して通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。
- (d) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行に必要な専門家への調査、鑑定その他事務委託費及び旅費等の監査費用は効率性、適切性に留意し請求される。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に対して、必要に応じて弁護士・公認会計士等への監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその環境整備

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取り組み、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とする。

反社会的勢力排除に向け、警察当局、企業防衛協議会等の関係機関と連携し、反社会的勢力の情報及び動向を収集する体制を構築するとともに、社内外での諸研修等を通じて、反社会的勢力への対応についての教育、研修を実施する。

⑪業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(a) 重要な会議の開催状況について

当社は取締役が出席する経営企画会議を設置し、定期的に行っております。当該会議では、当社及び当社子会社における業務の適正を確保するため、業務上判断が必要となる施策の検討や規程の承認等中長期的な視点に立った協議を行っております。

(b) リスクマネジメント体制について

当社では、リスクマネジメントを推進するため、事業継続計画（BCP）や情報システ

ム、雇用・人材・各種業務に係る事業リスクをチェックし、定期的にリスク管理委員会へ報告しております。収集された情報は、サステナビリティ委員会にて確認し、課題対応等について適宜指示する体制を取っております。

(c) コンプライアンス体制について

当社では、行動規範を定め、リスク管理委員会により法令遵守の状況の確認を行うとともに、法令や社会規範等の改正等に関する情報共有に努めております。

(d) 監査等委員の業務の適正を確保する体制への関わりの状況について

当社では、常勤監査等委員が社内の重要な会議に積極的に出席し、業務の適正を確認する機会を得ております。また、コンプライアンス上の問題やリスク要因となりうる情報を直接受け取ることができる内部通報制度を設置し運用を行っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の資本政策につきましては、株主の皆様へ継続的及び安定的な利益還元を努め、強固な財務基盤を確保するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、戦略的投資をバランス良く考慮することを基本方針といたします。

当社は、連結株主資本利益率（ROE）を株主価値向上にかかわる重要な指標として捉えております。中長期的な視点に立ち、効率的な資本政策を実行し資本コストを上回るROEを目指すことで、株主価値向上に努めてまいります。

当社の利益配分につきましては、全てのステークホルダーの皆様に対し「公平」且つ「公正」を念頭に置きつつ、財務体質と経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する適正な利益の還元を利益配分の基本方針としています。具体的には、内部留保とのバランスを考慮しつつ、連結純資産及び連結業績の状況を勘案し、連結純資産配当率(DOE)1.5%以上を目途に継続的・安定的な配当に努めます。

剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回の配当を基本的な方針としております。配当の決定は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

また、自己株式取得につきましては、必要な内部留保の水準を考慮しつつ、経営環境の変化、株価の動向及び財務状況等を勘案のうえ、弾力的・機動的に対処してまいります。

以上の方針に従い、当期の期末配当につきましては、当社創立80周年を迎えたことから、株主の皆様へ感謝の意を含め、普通配当15円に記念配当5円を加え1株当たり20円といたしました。なお、年間配当は1株当たり40円となりました（普通配当30円、記念配当10円）。

株主の皆様のご支援にお応えして2023年度よりDOEの基準を1.5%以上から2.0%以上に引き上げました。これにより次期の配当につきましては、1株当たり40円（予想DOE2.0%、配当性向75.2%）とさせていただく予定であります。

※1株当たり中間配当20円、期末配当20円

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	35,274	流 動 負 債	11,907
現金及び預金	14,865	支払手形及び買掛金	3,152
受取手形	906	電子記録債務	2,182
売掛金	6,985	未払法人税等	509
電子記録債権	2,582	契約負債	3,456
商品及び製品	2,685	製品保証引当金	259
仕掛品	4,909	賞与引当金	832
原材料及び貯蔵品	2,299	その他	1,513
その他	199	固 定 負 債	2,767
貸倒引当金	△160	繰延税金負債	2,532
固 定 資 産	35,703	退職給付に係る負債	148
有形固定資産	19,562	その他	86
建物及び構築物	5,651	負 債 合 計	14,675
機械装置及び運搬具	1,495	純 資 産 の 部	
土地	7,299	株 主 資 本	49,546
建設仮勘定	4,644	資 本 金	4,150
その他	472	資 本 剰 余 金	8,818
無形固定資産	512	利 益 剰 余 金	40,501
ソフトウェア	214	自 己 株 式	△3,923
のれん	79	その他の包括利益累計額	6,609
その他	218	その他有価証券評価差額金	6,022
投資その他の資産	15,628	繰延ヘッジ損益	△1
投資有価証券	13,284	為替換算調整勘定	319
退職給付に係る資産	1,406	退職給付に係る調整累計額	267
その他	937	非 支 配 株 主 持 分	146
貸倒引当金	△0	純 資 産 合 計	56,302
資 産 合 計	70,977	負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,977

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	34,074
売上原価	26,364
販売費及び一般管理費	7,710
営業利益	5,798
営業外収益	1,912
受取利息	10
受取配当金	378
持分法による投資利益	40
為替差益	47
その他	41
営業外費用	517
支払利息	1
有形資産売却損	1
固定資産維持費用	32
その他	2
経常利益	37
特別利益	2,392
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	554
特別損失	555
固定資産除売却損	71
80周年記念行事費用	35
税金等調整前当期純利益	107
法人税、住民税及び事業税	2,840
法人税等調整額	835
当期純利益	△48
786	2,053
非支配株主に帰属する当期純利益	12
親会社株主に帰属する当期純利益	2,040

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	29,558	流動負債	9,044
現金及び預金	12,035	支払手形	23
受取手形	871	支子記録債	2,131
売掛金	6,223	買掛金	2,714
電子記録債権	2,463	リース債	4
商品及び製品	2,471	未払金	468
仕掛品	3,223	未払費用	380
原材料及び貯蔵品	1,833	未払法人税等	436
短期貸付金	500	契約負債	1,605
その他の	90	預り引当金	92
貸倒引当金	△154	製品保証引当金	220
固定資産	36,070	賞与引当金	727
有形固定資産	16,553	その他	237
建物	5,024	固定負債	2,280
構築物	58	リース債	11
機械及び装置	991	繰延税金負債	2,171
車両運搬具	30	退職給付引当金	78
工具、器具及び備品	425	その他	19
土地	5,363	負債合計	11,324
リース資産	14	純資産	24,234
建設仮勘定	4,644	株主資本	48,332
無形固定資産	338	資本金	4,150
ソフトウェア	207	資本剰余金	8,812
その他	130	資本準備金	5,432
投資その他の資産	19,178	その他資本剰余金	3,380
投資有価証券	12,604	利益剰余金	39,293
関係会社株式	4,759	利益準備金	1,037
前払年金費用	1,020	その他利益剰余金	38,255
その他	794	配当準備積立金	200
貸倒引当金	△0	固定資産圧縮積立金	67
資産合計	65,628	別途積立金	18,500
		繰越利益剰余金	19,488
		自己株式	△3,923
		評価・換算差額等	5,971
		その他有価証券評価差額金	5,972
		繰延ヘッジ損益	△1
		純資産合計	54,303
		負債・純資産合計	65,628

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	29,230
売上原価	22,832
売上総利益	6,397
販売費及び一般管理費	4,716
営業利益	1,681
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	474
為替差益	0
その他	66
営業外費用	
支払利息	0
売却損	1
その他	73
経常利益	2,151
特別利益	
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	554
特別損失	
固定資産除売却損	60
80周年記念行事費用	35
税引前当期純利益	2,611
法人税、住民税及び事業税	720
法人税等調整額	△25
当期純利益	1,917

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社日阪製作所
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 木	勇	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則 岡	智 裕	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日阪製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日阪製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社日阪製作所
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 木	勇	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	則 岡	智 裕	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日阪製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び主要な使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対して事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

株式会社日阪製作所 監査等委員会
常勤監査等委員 中 道 貢 ㊟
監査等委員 仲 井 晃 ㊟
監査等委員 藤 田 典 之 ㊟

(注) 監査等委員仲井晃及び藤田典之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ております。また、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者番号	フリ 氏 がな 名	当社における地位及び担当
1	再任 竹下好和	代表取締役社長 社長執行役員
2	再任 太田光治	取締役 常務執行役員 技術開発担当兼鴻池事業所所長
3	再任 宇佐美俊哉	取締役 常務執行役員 営業担当兼東京支店管掌
4	再任 船越俊之	取締役 常務執行役員 サステナビリティ・人事総務担当
5	新任 足立昭仁	常務執行役員 技術開発本部本部長
6	再任 水元公二 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役
7	再任 角野佑子 独立役員 社外取締役候補者	社外取締役

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>たけ した よし かず 竹下好和 (1957年11月4日生)</p>	<p>1981年3月 当社入社 2012年3月 当社生活産業機器事業本部(現：プロセスエンジニアリング事業本部) 製造部部长 2014年3月 当社生活産業機器事業本部本部长 2014年6月 当社取締役生活産業機器事業本部本部长 2015年10月 当社取締役生活産業機器事業本部本部长兼九州支店管掌 2016年4月 当社常務取締役財務・経営戦略担当 2017年4月 当社代表取締役社長 2020年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員、現在に至る</p> <p>(取締役候補者とした理由) 竹下好和氏は、主に染色仕上機器の営業で豊富な知識と経験を有しており、取締役就任後は生活産業機器事業本部(現：プロセスエンジニアリング事業本部)本部长、財務・経営戦略担当を歴任しました。2017年からは代表取締役社長として中期経営計画の達成に向けて強いリーダーシップを発揮し、当社の発展に尽力しております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>	41,700株
2	<p>再任</p> <p>おお た こう じ 太田光治 (1958年5月11日生)</p>	<p>1982年3月 当社入社 2012年3月 当社バルブ事業本部設計開発部部长 2014年3月 当社バルブ事業本部本部长 2015年10月 当社バルブ事業本部本部长兼北九州支店管掌 2016年4月 当社執行役員バルブ事業本部本部长兼技術部部长兼北九州支店管掌 2016年6月 当社取締役バルブ事業本部本部长兼技術部部长兼北九州支店管掌 2018年4月 当社取締役バルブ事業本部・技術部担当兼情報システム部部长 2019年4月 当社常務取締役技術・バルブ事業本部担当兼鴻池事業所所長兼情報システム部部长 2019年6月 当社常務取締役技術担当兼鴻池事業所所長兼情報システム部部长 2020年4月 当社常務取締役技術開発本部担当兼鴻池事業所所長 2020年6月 当社取締役常務執行役員技術開発担当兼鴻池事業所所長、現在に至る</p> <p>(取締役候補者とした理由) 太田光治氏は、主にバルブの開発、営業で豊富な知識と経験を有しており、取締役就任後はバルブ事業本部本部长、技術部部长、情報システム部部长を歴任しました。現在は技術開発担当、鴻池事業所所長として当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定等の役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>	26,000株

候補者番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	<p>再任</p> <p>う さ み と し や 宇佐美 俊哉 (1959年11月16日生)</p>	<p>1983年3月 当社入社</p> <p>2014年3月 当社熱交換器事業本部営業部部长</p> <p>2016年4月 当社執行役員熱交換器事業本部営業部部长 兼名古屋支店管掌</p> <p>2017年4月 当社執行役員バルブ事業本部製造部部长</p> <p>2018年4月 当社執行役員バルブ事業本部本部长</p> <p>2019年6月 当社取締役バルブ事業本部本部长</p> <p>2020年6月 当社上席執行役員バルブ事業本部本部长</p> <p>2021年4月 当社常務執行役員国内営業担当兼バルブ事業本部本部长</p> <p>2021年7月 当社常務執行役員営業担当兼バルブ事業本部本部长</p> <p>2022年4月 当社常務執行役員営業担当兼東京支店管掌</p> <p>2022年6月 当社取締役常務執行役員営業担当兼東京支店管掌、現在に至る</p>	36,600株
(取締役候補者とした理由) 宇佐美俊哉氏は、主に熱交換器の営業で豊富な知識と経験を有しており、執行役員就任後は熱交換器事業本部営業部部长、バルブ事業本部製造部部长、バルブ事業本部本部长を歴任しました。現在は営業担当として全社の営業を統括する等、当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定等の役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者といたしました。			
4	<p>再任</p> <p>ふ な こ し と し ゆ き 船越 俊之 (1958年9月15日生)</p>	<p>1981年3月 当社入社</p> <p>2009年3月 当社熱交換器事業本部製造部部长</p> <p>2013年3月 当社経営管理部部长</p> <p>2014年3月 当社経営管理部部长兼人間部部长</p> <p>2014年6月 当社取締役経営管理部部长兼人間部部长</p> <p>2015年3月 当社取締役熱交換器事業本部本部长</p> <p>2017年4月 当社取締役事業所所長</p> <p>2018年4月 当社取締役事業所所長兼社長特命事項担当</p> <p>2019年4月 当社取締役人事・熱交換器事業本部担当</p> <p>2020年4月 当社常務取締役人事総務本部・熱交換器事業本部担当</p> <p>2020年6月 当社取締役常務執行役員人事総務担当</p> <p>2021年4月 当社取締役常務執行役員人事総務担当兼東京支店管掌</p> <p>2021年7月 当社取締役常務執行役員CSR・人事総務担当兼東京支店管掌</p> <p>2022年4月 当社取締役常務執行役員サステナビリティ・人事総務担当、現在に至る</p>	25,800株
(取締役候補者とした理由) 船越俊之氏は、熱交換器の営業、生産管理、安全管理で豊富な知識と経験を有しており、取締役就任後は経営管理部部长、人間部部长、熱交換器事業本部本部长、事業所所長を歴任しました。現在はサステナビリティ・人事総務担当として当社の発展に尽力するとともに、取締役会においては経営全般に関する重要事項の意思決定等の役割を果たしております。今後も引き続き、当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者といたしました。			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	<div data-bbox="266 344 338 381" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> あ だち あき ひと 足 立 昭 仁 (1960年12月27日生)	1984年3月 当社入社 2014年3月 当社生活産業機器事業本部（現：プロセスエンジニアリング事業本部）製造部部长 2016年4月 当社執行役員生活産業機器事業本部本部長兼九州支店管掌 2018年4月 当社執行役員プロセスエンジニアリング事業本部本部長 2018年6月 当社取締役プロセスエンジニアリング事業本部本部長 2019年4月 当社取締役プロセスエンジニアリング事業本部本部長兼九州支店管掌 2019年11月 当社取締役プロセスエンジニアリング事業本部本部長兼青梅事業所管掌兼九州支店管掌 2020年4月 当社取締役プロセスエンジニアリング事業本部担当兼技術開発本部本部長兼情報システム部部长 2020年6月 当社上席執行役員技術開発本部本部長兼情報システム部部长 2021年4月 当社上席執行役員技術開発本部本部長 2023年4月 当社常務執行役員技術開発本部本部長、現在に至る	23,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>足立昭仁氏は、主に食品機器の開発・製造で豊富な知識と経験を有しており、執行役員就任後はプロセスエンジニアリング事業本部本部長等を歴任し、現在は技術開発本部本部長として当社の発展に尽力しております。以上の理由から当社の企業価値向上に貢献し得る人材であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	<p>再任</p> <p>独立役員</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>みずもと こうじ 水元 公二 (1954年11月3日生)</p>	<p>1978年4月 日新製鋼株式会社(現:日本製鉄株式会社)入社 2001年6月 同社経営企画部長 2005年4月 同社執行役員販売総括部長 2007年4月 同社執行役員人事部長 2009年4月 同社常務執行役員人事部長 2009年6月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 同社取締役常務執行役員 日新製鋼(上海)鋼鉄商貿有限公司董事長 2012年6月 同社常務執行役員 2014年4月 同社副社長執行役員CFO(財務担当最高責任者) 2014年6月 同社代表取締役副社長執行役員CFO 2017年4月 同社取締役(社長付) 2017年6月 同社常任顧問 2018年6月 同社顧問 2019年6月 当社社外取締役、現在に至る 2020年8月 東洋電機製造株式会社取締役(社外)、現在に至る (重要な兼職の状況) 東洋電機製造株式会社取締役(社外)</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>水元公二氏は、日新製鋼株式会社(現:日本製鉄株式会社)の代表取締役副社長執行役員として会社経営に携わってこられた経歴を活かし、当社社外取締役就任後は、客観的・実践的な立場から当社の経営に対する助言や適切な監督を行っていただいております。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただいております。今後も引き続き当該知見を活かして当社の企業価値向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">独立役員</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">社外取締役候補者</div> <p style="text-align: center;">つ の ゆう こ 角 野 佑 子 (1981年11月10日生)</p>	<p>2008年12月 最高裁判所司法研修所修了(61期) 愛知県弁護士会登録</p> <p>2009年8月 大阪弁護士会登録 弁護士法人中央総合法律事務所入所、現在に至る</p> <p>2012年4月 知的財産法実務研究会所属、現在に至る</p> <p>2012年6月 日本商標協会関西支部幹事、現在に至る</p> <p>2016年6月 貝塚市個人情報保護及び情報公開審査委員、 現在に至る</p> <p>2017年4月 大阪弁護士会知的財産法委員会・交通事故委員会所属、現在に至る</p> <p>2017年9月 関西学院大学総合政策学部講師、現在に至る</p> <p>2019年6月 当社社外取締役、現在に至る</p> <p>2019年8月 貝塚市公平委員、現在に至る</p> <p>2020年4月 大阪弁護士会知的財産委員会副委員長</p>	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>角野佑子氏は弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有しており、当社社外取締役就任後は、客観的・専門的な立場から当社の経営に対する助言や適切な監督を行っていただいております。また、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただいております。今後も引き続き当該知見を活かして当社の企業価値向上に貢献いただけると期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水元公二氏及び角野佑子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 水元公二氏及び角野佑子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合、継続して両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社では、「社外役員独立性基準」を定めております。
(当社ウェブサイト (https://www.hisaka.co.jp/company_info/outline.html))
本議案における社外取締役候補者はいずれもこの基準を満たしております。
5. 水元公二氏及び角野佑子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、両氏とも本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社と社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、水元公二氏及び角野佑子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
責任限定契約の概要は以下のとおりであります。

会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の定めに基づき、当該契約締結後の賠償責任限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

7. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告21頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>新任</p> <p>はっとり なお と 服部直人 (1960年6月17日生)</p>	<p>1984年3月 当社入社 2016年3月 当社バルブ事業本部営業部部长 2022年4月 当社バルブ事業本部営業部担当部長兼東京支店支店長代理 2023年4月 当社監査等委員付、現在に至る</p>	3,800株
<p>(監査等委員である取締役候補者とした理由)</p> <p>服部直人氏は、主にバルブ事業に従事し、営業部部长としてマネジメントを経験したほか、現在は監査等委員の補佐を行っており、当社の業務に関して豊富な経験と幅広い知見を有しております。今後、当社の健全性確保に貢献し得る人材であると判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>独立役員</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>なか い あきら 仲井 晃 (1980年11月21日生)</p>	<p>2005年4月 司法研修所(第59期司法修習生) 2006年10月 弁護士登録(大阪弁護士会) 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所 2011年3月 金杜法律事務所上海事務所研修生 2012年1月 台北理律法律事務所、香港ヘンリー・ワイ法律事務所研修生 2013年1月 弁護士法人淀屋橋・山上合同復帰、現在に至る 2015年4月 神戸大学大学院法学研究科非常勤講師、現在に至る 2016年6月 当社社外監査役 2020年12月 AvanStrate株式会社社外監査役、現在に至る 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)、現在に至る</p>	一株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>仲井晃氏は弁護士としての長年の経験と豊富な知識を有しており、当社社外監査役就任後は独立的・公正的な立場からの的確な監査を行っていただいております。今後も引き続き、当社の健全性確保に貢献し得る人材であると期待し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	<p>再任</p> <p>独立役員</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>ふじ た のり ゆき 藤田典之 (1958年8月26日生)</p>	<p>1981年4月 財団法人国際見本市協会入会</p> <p>1985年4月 国税庁入庁</p> <p>2014年7月 宮津税務署署長</p> <p>2015年7月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官</p> <p>2018年7月 芦屋税務署署長</p> <p>2019年8月 税理士登録</p> <p>2019年8月 藤田典之税理士事務所開業、現在に至る</p> <p>2020年6月 当社社外監査役</p> <p>2021年3月 株式会社マックブレーション代表取締役社長</p> <p>2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)、現在に至る (重要な兼職の状況)</p> <p>藤田典之税理士事務所代表</p>	一株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>藤田典之氏は、税務官として国税調査官や税務署署長を歴任、退官後は税理士として活動されるほか、会社社長も経験されております。当社社外監査役就任後は財務・税務・会計に関する相当程度の知見を活かし、独立的・公正的な立場から監査を行っていただいております。今後も引き続き当社の健全性確保に貢献し得る人材であると期待し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 仲井晃氏及び藤田典之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 仲井晃氏及び藤田典之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が選任された場合、継続して両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社では、「社外役員独立性基準」を定めております。
(当社ウェブサイト (https://www.hisaka.co.jp/company_info/outline.html))
本議案における社外取締役候補者はいずれもこの基準を満たしております。
5. 仲井晃氏及び藤田典之氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
6. 当社と監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について
当社は、監査等委員である取締役として有用な人材を迎えることができるよう、監査等委員である取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、仲井晃氏及び藤田典之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、服部直人氏が選任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
- 会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款

の定めに基づき、当該契約締結後の賠償責任限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

7. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告21頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 取締役のスキルマトリックス（本総会終結後の予定）

取 締 役	取締役（監査等委員である取締役を含む）に期待する専門性								
	企業 経営	営業	技術/ 研究 開発	国際性	製造/ 品質	経営 企画	財務/ 会計	人事/ 労務	法務/ 内部 統制
竹下 好和	●	●		●	●	●	●		
太田 光治	●	●	●	●	●				
宇佐美 俊哉	●	●		●	●	●	●		
船越 俊之	●	●	●	●	●		●	●	
足立 昭仁	●		●		●				
水元 公二	●			●		●	●	●	
角野 佑子								●	●
服部 直人 監査等 委員		●							●
仲井 晃 監査等 委員	●			●					●
藤田 典之 監査等 委員	●						●		

※各取締役が有するすべての専門性を表すものではありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

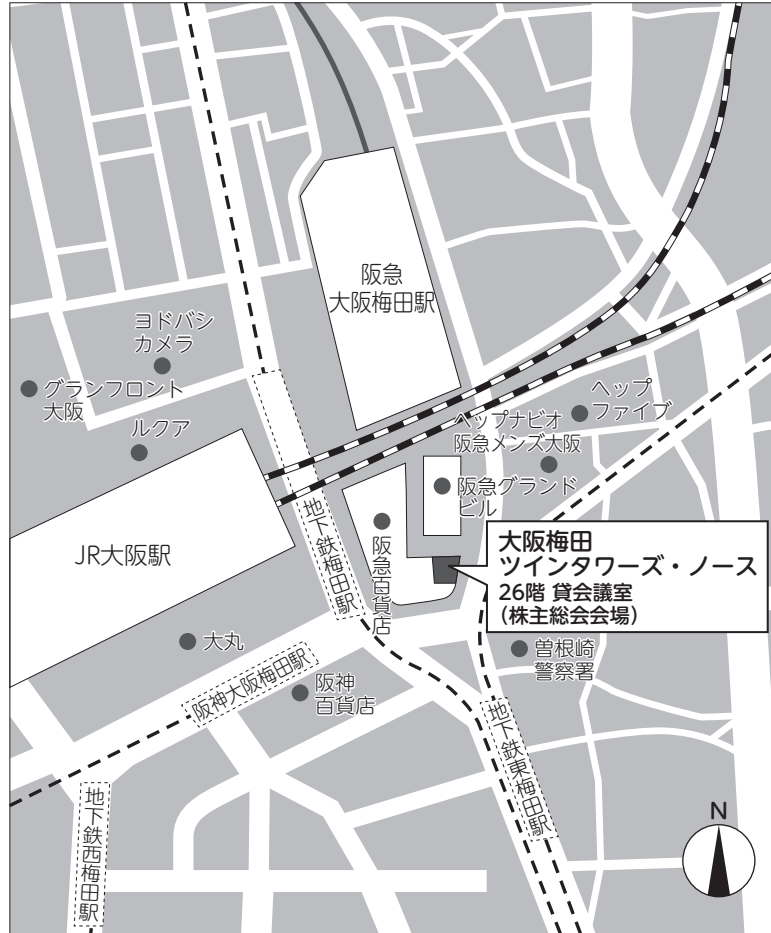
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
<p>独立役員</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>やま うち とし ゆき 山内俊之 (1965年3月3日生)</p>	<p>2010年2月 税理士登録 山内俊之税理士事務所開業、現在に至る</p> <p>2011年7月 行政書士登録、現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 山内俊之税理士事務所代表</p>	<p>一株</p>
<p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>山内俊之氏は、税理士としての専門的知識・経験を通じて、税務・財務・会計に関する相当程度の知見を有し、監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立的な立場からの確かな監査を行っていただけると期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山内俊之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山内俊之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社では、「社外役員独立性基準」を定めております。
(当社ウェブサイト (https://www.hisaka.co.jp/company_info/outline.html))
本議案における候補者はこの基準を満たしております。
5. 山内俊之氏の選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。
6. 当社と監査等委員である取締役候補者との責任限定契約について
当社は、監査等委員である社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、監査等委員である取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、山内俊之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
責任限定契約の概要は以下のとおりであります。
会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款の定めに基づき、当該契約締結後の賠償責任限度額は、1百万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額となります。
7. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告21頁に記載のとおりです。山内俊之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図



※貸会議室へは、ビル1階シャトルエレベーターで15階スカイロビーまでお上がりいただき、オフィス用エレベーターに乗り換え、26階でお降りください。

【会場】 大阪市北区角田町8番1号
大阪梅田ツインタワーズ・ノース26階 貸会議室

【交通】 阪急 大阪梅田駅より 徒歩約5分
阪神 大阪梅田駅より 徒歩約3分
JR 大阪駅より 徒歩約5分
地下鉄御堂筋線 梅田駅より 徒歩約3分
地下鉄谷町線 東梅田駅より 徒歩約3分
地下鉄四つ橋線 西梅田駅より 徒歩約6分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。